資料 2

【概要】セグメント情報における配分基準

セグメント情報における配分基準(検討の経緯・概要)

- ◇学校法人会計基準の改正(令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行)
 - ・ガバナンス強化の観点から、<u>ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする</u> 会計基準として、私立学校法に位置付けられた。
 - ・計算書類の注記事項として、セグメント※情報の記載を規定。(新会計基準40®) ※セグメント:学校法人を構成する一定の単位

◇セグメント情報における配分基準

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」が取りまとめた報告書(令和6年1月31日)において、セグメントの原則的な配分基準として定める「経済の実態をより適切に表す配分基準」(新配分基準)の検討が必要であるとされた。

「学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ」を設置。

➡ 私立学校の特性や現場の実態を踏まえつつ、新配分基準を検討。

<主な検討事項>

- ①収支項目の配分について(特に、医歯学部と附属病院の業務を兼務する場合の人件費の取扱い)
- ②「学校法人部門」の定義等について (文言の見直し、セグメントの立て方)
- ③新配分基準の適用時期等について

収支項目の配分について (p.7-8)

現行の「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」(昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知)の各部門への計上及び配分の考え方の妥当性は基本的には変わらない。 ただし、複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費については、以下のとおりとする。

1. 配分計算の単位

合理的な範囲で各学校法人が選択するものとすることが適当。

2. 収入項目の配分

寄付金、経常費等補助金、付随事業収入その他の収入項目は、受取理由、使途等を勘案して配分。

3. 支出項目の配分

(1)共通経費

特定のセグメント区分に帰属させるべきケースは、各学校法人が運営実態に基づき合理的な配分基準を設定。

(2)複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費

複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費について、現行の「発令基準」に基づく処理が必ずしも 経済の実態を表しているとは言えないケースもある。このようなケースでは、発令基準に比して<u>「経済の</u> 実態をより適切に表す」と合理的に説明できる配分基準(各セグメント区分の業務の範囲を定義し、業務に 従事する時間や兼務割合など勤務実態を反映した基準)に基づき配分

勤務実態の把握方法:過年度や過去の一定期間の実績値を用いるなど合理的に説明できる方法

ただし、以下の例のように、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合は、勤務実態の把握は不要。 (例1) 教職員が役員を兼務する場合

「大学」の教職員として発令されている者が、「学校法人部門」の役員としても発令されている場合において、 それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上。 (例2)大学と短期大学を兼務する場合

「大学」の教職員として発令されている者が、「短期大学」の教職員としても発令されている場合において、 それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上。

附属病院の取扱いについて (p.10)

1.医学部・歯学部の教職員が附属病院の業務を兼務する場合

医学部・歯学部の附属病院のセグメント区分については、「病院」と「大学」に分けるのではなく、「大学」から医学部・歯学部を抜き出した上で、附属病院と合わせて一つのセグメント区分(「うち、医学部等及び附属病院」)とし、「大学」の内数として位置付ける。

部門科目	(何)	大学 うち、医学部等 及び附属病院	(何)短期大学	病院	その他	合計
教育活動収入計						
教育活動支出計						
基本金組入額合計	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
当年度収支差額						

- ※なお、例えば看護学部・薬学部のような医学部・歯学部以外の学部も当該附属病院と一体的に活動している場合は、当該学部についても、「大学」から抜き出した上で、「うち、医学部等及び附属病院」に含める。
- ※「うち、医学部等及び附属病院」については、当該セグメント区分に含まれる学部及び附属病院の名称を注記する。

2.医学部・歯学部を設置していない大学が、学部と一体的に活動する病院を 有している場合

医学部・歯学部と附属病院の取扱いに準じて、<u>「大学」から当該学部を抜き出した上で、当該病院と合わせて一つのセグメント区分(「うち、(何)学部等及び病院」)とし、「大学」の内数として位置付ける。</u>

部門	(何)	大学	(何)短期大学		病院	その他	合計
科目		うち、(何)学部 等及び病院					
教育活動収入計							
教育活動支出計							
				72			
基本金組入額合計	Δ	Δ	Δ		Δ	Δ	Δ
当年度収支差額					-3-		

※「うち、(何)学部等及び病院」については、当該セグメント区分に含まれる学部及び病院の名称を注記する。

「学校法人部門」の定義等について (p.4-5)

- 1.「その他」に含まれる「学校法人部門」の業務は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」 (昭和55年11月4日 文管企第250号 文部省管理局通知)に示されているが、社会状況の変化を踏まえた 適切な文言に見直し。
- 2.「その他」に含まれるものが「学校法人部門」のみの場合、セグメント区分の名称を「学校法人部門」とすることができる。

「学校法人部門」の業務の範囲(新旧対照表)

新	IΒ
ア 理事会及び評議員会等の <mark>運営</mark> に関すること	ア 理事会及び評議員会等の 庶務 に関すること
イ 役員等の <mark>活動全般</mark> に関すること	イ 役員等の 庶務 に関すること
ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること	ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
エ 法人主催の <mark>事業</mark> 及び会議に関すること	エ 法人主催の 行事 及び会議に関すること
オ 土地の取得又は処分に関すること (他の部門の所掌に属するものを除く。)	オ 土地の取得又は処分に関すること (他の部門の所掌に属するものを除く。)
力 法人運営の基本方針(将来計画、資金計画等)の <mark>策定及び管理</mark> に 関すること	カ 法人運営の基本方針(将来計画、資金計画等)の 策定事務 に 関すること
キ 学校、学部・学科(学部の学科を含む。)等の新設事務に 関すること	キ 学校、学部・学科(学部の学科を含む。)等の新設事務に 関すること
ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等 に関すること	ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等 に関すること
ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること	ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

3.セグメント区分の「その他」に含まれるものとして提案された「学校法人共通」に係る収支については、 各部門に配分する、上記の「ケ」に該当する収支として「学校法人部門」に配分することが実務上 適切と考えられるため、これを設けない。 -4-

新配分基準の適用時期等について (p.6)

新配分基準の適用時期及び区分は、以下のとおりとする。

A 当分の間 新配分基準一斉適用 R9.4 (R7.4~R9.3末) $(R9.4\sim)$ 区分 配分基準 区分 配分基準 【区分ア】 + 現行基準(※1) 【区分ア】 新配分基準 +選択可能 【区分1】 + 現行基準 (※2) ※1 新配分基準の早期適用を妨げるものではない。 ※2【区分イ】及び現行基準の適用は、「A 当分の間」のみ。

【区分ア】

部門科目	(何)大学	(何)短期大学	(何)高等 専門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専門学校等	病院	その他	合計
教育活動収入計							
教育活動支出計							
教育活動収支差額							
教育活動外収支差額							
経常収支収支差額							
特別収支差額							
基本金組入前当年度収支差額							
基本金組入額合計	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
当年度収支差額							

*表示すべきセグメントが、「その他」以外に1つのセグメントのみの学校法人等については、 その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できる。

例:設置学校が1つの大学のみの場合。 幼稚園と保育所のみの場合や、高等学校と中学校のみの場合で、これらを一括して 1つのセグメントとした場合

【区分イ】

部門科目	大学・短大・高専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専門学校等	その他	合計		
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	Δ	Δ	Δ	Δ		
当年度収支差額						

学校法人会計基準改正と新配分基準の適用のスケジュール

スケジュール

